

# よこはま花と緑のスプリングフェア 2023 業者選定委員会設置要綱

制 定 令和4年10月27日

(趣旨)

第1条 この要綱は、第45回「よこはま花と緑のスプリングフェア」2023 運営委員会が発注する契約に係る業者の選定を公平かつ適正に実施するため、協会業者選定委員会（以下「委員会」という。）の設置、所掌事務その他必要な事項を定めるものとする。

(委員会の構成)

第2条 委員は、公益財団法人横浜市緑の協会（以下「協会」という。）の役職員のうち次の者をもって充てる。

理事長

常務理事（総務部長）

管理部長

動物園部長

総務課長

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置き、協会の理事長をもって充てる。

2 委員長は、委員会の会議の議長となり、会議を招集する。

3 委員長は、協会処務規程の専決事項に則し、規定された範囲内において常務理事に権限を委任することができる。

4 委員長は、協会の各課長、各事業所長を臨時委員として会議に出席させることができる。

5 委員長は、会議に付議された案件を担当する課長、事業所長（以下「主管課長等」という。）の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

6 委員長に事故あるときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名した者が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

2 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長が決するところによる。

(委員会の開催)

第5条 委員会は、次の場合に開催される。

(1) 1取引 300万円以上の競争による契約に係る業者の選定について審議する場合

(2) 協会経理規程第59条第2項に基づく随意による契約に係る業者の選定について審議

する場合

(3) 協会の規程及び要綱等により委員会の開催が定められている場合

(4) その他委員長が必要と認めた場合

(審議)

第6条 第5条第1項第2号の案件について、委員会は、業者選定調書(様式1)の業者について随意契約理由が適当であるかを判定のうえ選定する。

2 候補者を1者のみとした場合には、随意契約理由書(第2号様式)にその理由を明記し、業者選定依頼書とともに提出しなければならない。

(手続)

第7条 主管課長等は、委員会に付議する案件について予算執行伺の決裁後、業者選定調書(様式1)案を作成し、委員会の事務担当を経て経理課長に提出する。

2 委員会の事務担当は、経理課とする。

3 経理課長は、業者選定調書(様式1)案の提出を受けたとき又は委員会開催の必要を認めたときは、業者選定調書(様式1)を作成し、委員長に会議の招集を要請する。

4 経理課長は、必要に応じて主管課長等より資料を徴することができる。

5 経理課長は、業者選定調書(様式1)に審議結果を記載し、主管課長等に通知する。

(開催の省略)

第8条 次の各号に掲げるものについては、委員である各部長(以下「主管部長」という。)は、業者選定委員会に付議しないで参加条件の設定並びに指名業者を選定することができる。

(1) 第5条第1項第2号による審議を経て締結した契約の更新にあたり、委員会で適当であると判定された随意契約理由に変更がないため、委員会を開催する必要がないと主管部長が認めたもの

(2) 緊急の必要により業者選定委員会を開催する暇がないと主管部長が認めたもの

2 前項の各号に該当するものであっても、特に必要と認める場合は、委員会に付議するものとする。

3 第1項各号の規定に該当する場合は、主管課長等は業者選定委員会非付議承認願(様式2)を作成し、あらかじめ主管部長の承認を得たうえで、執行伺に添付し決裁を受けなければならない。

4 前項に基づき承認した案件を次に開かれる業者選定委員会に報告しなければならない。

附則

この要綱は、令和4年10月27日から施行する。